

地方独立行政法人大阪産業技術研究所
公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得

平成29年4月1日制定

(目的)

第1条 この心得は、地方独立行政法人大阪産業技術研究所（以下「法人」という。）が行う公募型プロポーザル方式による事業者の選定及び随意契約における企画・技術提案及び価格提案（以下「応募提案」という。）並びに見積書の徴取その他の取り扱いについて、応募提案をしようとする者（以下「応募提案者」という。）及び契約交渉の相手方として選定された事業者（以下「契約候補者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 応募提案者及び契約候補者は、地方独立行政法人大阪産業技術研究所会計規程（平成29年規程第〇〇号）、地方独立行政法人大阪産業技術研究所契約事務取扱規程（平成29年規程第〇〇号。以下「契約規程」という。）及びその他関係法令並びにこの心得を遵守しなければならない。

(公正な応募提案の確保)

第3条 応募提案者は、次に掲げる行為を行ってはならず、独自に応募提案の内容を決定しなければならない。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）及び刑法（明治40年法律第45号）等に抵触する行為を行うこと。
- (2) 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (3) 契約候補者の選定の前に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- (4) 契約候補者の選定を行う選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- (5) 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(仕様書等の熟知)

第4条 応募提案者は、法人の公募要領及び仕様書等（仕様書、応募書類作成要領、契約書案その他の交付書類をいう。）に記載された応募提案及び契約締結に必要な条件を熟知の上、応募提案しなければならない。この場合において、公募要領及び仕様書等について疑義があるときは、法人が指定した方法により法人に対し説明を求めることができる。

(見積り等)

第5条 契約候補者は、様式1（法人が別の様式を指定した場合にあっては、当該様式）により見積書を作成し、記名押印の上、指定した要件に基づき提出しなければならない。

- 2 見積書に記載する金額は、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額（いわゆる税抜き価格）とする。
- 3 見積書は、法人が特に郵送を認めた場合に限り、郵送での提出を認める。
- 4 見積書が、見積依頼書その他の見積依頼において指定した日時までに到達しないときは、当該見積は無効とする。
- 5 見積書を提出した後は、当該提出した見積書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- 6 前各項の規定は、法人が別に指示する場合は、適用しない。

（見積りの辞退）

第6条 契約候補者は、第11条の規定による契約の相手方決定に至るまでは、法人の承認を得て、見積りを辞退することができる。

- 2 契約候補者は、見積りを辞退しようとするときは、理由を示した見積り辞退承認申請書（様式2）を法人へ提出するものとする。
- 3 見積りを辞退した者は、これを理由として以後の入札及び公募型プロポーザル等への参加について不利益な扱いを受けない。

（見積りの取り止め等）

第7条 契約候補者が第2条又は第3条の規定に抵触する疑いがあるときなど、法人が必要と認めるときは、契約の相手方としないことがある。

- 2 前項の場合において、法人が調査を行うときは、契約候補者は当該調査に協力しなければならない。

（再度見積り）

第8条 契約候補者が予定価格の制限の範囲内の見積りをした場合であっても、再度見積りを依頼することがある。

- 2 前項の場合において、再度見積り依頼を受けた契約候補者が辞退した場合にあっては、これを理由として以後の入札及び公募型プロポーザル等への参加について不利益な扱いを受けない。

（見積りの無効）

第9条 次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とする。

- (1) 契約候補者以外の者がした見積り
- (2) 指定した日時、場所に提出されなかった見積り
- (3) 記名押印を欠く見積り
- (4) 金額を訂正した見積り、又は金額の記載の不鮮明な見積り
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り
- (6) 虚偽その他不正行為により行ったと認められる見積り

- (7) 法人から示した条件以外の条件を付した見積り
- (8) 前各号に掲げるもののほか、この心得に違反した見積り

(契約の相手方の決定)

第10条 契約候補者が予定価格の制限の範囲内で適正と認めた見積書を提出した場合は、その者を契約の相手方とする。

- 2 契約候補者が契約の相手方とならなかった場合において、次点者として決めた者があるときは、第5条から前条まで及び前項の規定を準用する。

(契約相手方決定の通知)

第11条 前条の規定により契約の相手方となった者（以下「契約相手方という。」）は、速やかに契約の手続きを開始しなければならない。

(契約保証金等)

第12条 契約相手方は、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

- (1) 法人が認めた契約保証金に代わる担保となる有価証券
- (2) 法人が確実に認めた当該契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約規程第28条の規定を適用し、契約保証金を免除する。

- (1) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。
- (2) 債務の履行を保証する公共工事履行保証契約を締結したとき。この場合の保証金額は、契約金額の100分の5以上とする。
- (3) 国（公社及び公庫を含む。）、地方公共団体又は独立行政法人と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、その他経理責任者が契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認めるとき。

(契約の締結等)

第13条 契約相手方は、法人から交付された契約書の案に記名押印し、契約の相手方と決定した日から10日以内に、これを法人に提出しなければならない。ただし、法人の承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 前項に規定する期間内に記名押印した契約書を提出しないときは、契約の相手方としての資格を失う。

(異議の申立)

第14条 契約候補者は、見積書提出後、この心得、仕様書等についての不明等を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第15条 その他公募型プロポーザル方式に関する応募提案及び見積りに際しては、法人の指示に従うこと。

(様式1)

見 積 書

平成 年 月 日

地方独立行政法人大阪産業技術研究所 様

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

地方独立行政法人大阪産業技術研究所公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得及び契約書の各条項並びに仕様書等を熟知のうえ、下記のとおり見積りします。

記

案件名称 _____

金 額	千	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

(注) 見積書に記載された金額は、契約希望金額の100/108に相当する金額である。

金額を訂正しないこと。

金額記載の文字はアラビア字体とすること。

金額の頭に¥記号をつけること。

(様式2)

見積り辞退承認申請書

平成 年 月 日

地方独立行政法人大阪産業技術研究所様

所在地
商号又は名称
代表者氏名 印

次の理由により見積りを辞退いたしたく、下記のとおり申請します。

記

1 案件名称

2 辞退の理由